

○相模原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例

平成22年12月24日

条例第38号

相模原市盛土等の規制に関する条例(平成9年相模原市条例第25号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 特定埋立て等に係る届出等(第7条—第14条)

第3章 雑則(第15条—第20条)

第4章 罰則(第21条—第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、豊かな水資源を有する良好な自然環境及び市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等の埋立て等 土砂等(土砂、砂利、岩石その他の土地の堆積に供するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。以下同じ。)による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積又は切土をいう。
- (2) 事業区域 土砂等の埋立て等の用に供する土地の区域をいう。
- (3) 事業主 土砂等の埋立て等の工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら土砂等の埋立て等を行う者をいう。
- (4) 事業施工者 土砂等の埋立て等の工事の請負人(当該工事の下請負人を含む。)をいう。
- (5) 土砂等発生者 土砂等を発生させる工事の請負契約の注文者若しくは請負人(当該工事の下請負人を含む。)又は請負契約によらないで自ら土砂等を発生

させる工事を行う者

(6) 土地の所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者

(市の責務)

第3条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

(事業主等の責務)

第4条 事業主及び事業施工者は、土砂等の埋立て等に当たり、土壌の汚染の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業主及び事業施工者は、土砂等の埋立て等に伴い、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 土砂等発生者は、土壌の汚染の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るため、工事により発生した土砂等を用いて事業区域において土砂等の埋立て等が行われるときは、当該土砂等の埋立て等が適正に行われるよう努めなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第5条 事業主に対して土砂等の埋立て等の用に供する土地を提供する当該土地の所有者等は、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るため、当該土地を適正に管理するよう努めなければならない。

(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止)

第6条 何人も、規則で定める安全基準(以下「安全基準」という。)に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等(切土及び次に掲げる土砂等の埋立て等を除く。)を行い、又は行わせてはならない。

(1) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項又は第11条第2項の規定による指定の解除のために行う土砂等の埋立て等

(2) 土壌汚染対策法第18条第1項第2号又は第3号に規定する土地の形質の変更として行う土砂等の埋立て等

(3) 土壌汚染対策法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等

- (4) 安全基準に適合しない土砂等の除去、拡散の防止その他の措置又は安全基準に適合しない土砂等の処理若しくは保管を適正に行うために必要な土砂等の埋立て等であって規則で定めるもの

第2章 特定埋立て等に係る届出等

(特定埋立て等に係る届出)

第7条 事業区域の面積が3,000平方メートル以上で、かつ、高さが1メートル以上の土砂等の埋立て等(切土及び次に掲げる土砂等の埋立て等を除く。以下「特定埋立て等」という。)を行おうとする事業主は、当該特定埋立て等に係る工事に着手する日の30日前(法令又は神奈川県条例の規定による許可、認可等を受け、又は届出をして行う土砂等の埋立て等のうち規則で定めるものの事業区域の全部又は一部をその事業区域に含む特定埋立て等にあつては、当該許可、認可等に係る申請又は当該届出の日)までに、当該特定埋立て等を行う旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 前条各号に掲げる土砂等の埋立て等
 - (2) 同一事業区域内において行われる土砂等の埋立て等
 - (3) 採石法(昭和25年法律第291号)又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)に基づく認可を受けた採取計画に定める岩石又は砂利の採取場から採取された岩石又は砂利のみを用いて行う土砂等の埋立て等
 - (4) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等の埋立て等
 - (5) 災害復旧のため必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等
- (土砂等の搬入の届出)

第8条 前条の規定により届け出た事業主(以下「特定事業主」という。)は、当該届出に係る事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、搬入する土砂等の発生場所ごとに、発生場所又は採取場所を証する書面及び搬入する土砂等が安全基準に適合していることを証する書面を添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等が安全基準に適合していることを証する書面の添付は、これを省略することができる。

- (1) 当該土砂等が公共事業により発生した土砂等であるとき。
- (2) 当該土砂等が採石法又は砂利採取法に基づく認可を受けた採取計画に定め

る岩石又は砂利の採取場から採取された岩石又は砂利であることを証する書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該土砂等に汚染のおそれがないと市長が認めるとき。

(土壌検査等の報告)

第9条 特定事業主は、規則で定めるところにより、定期的に特定埋立て等の事業区域の土壌検査及び当該事業区域以外の地域への排水の水質検査を行い、それらの結果を市長に報告しなければならない。

(土砂等が安全基準に適合しないことを確認したときにおける措置等)

第10条 特定事業主は、前条に規定する土壌検査の結果、同条に規定する事業区域の土砂等が安全基準に適合しないことを確認したときは、規則で定めるところにより、特定埋立て等を廃止し、又は完了した後においても当該事業区域以外の地域への排水の水質検査を行う等必要な措置を講ずるとともに、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該事業区域が土壌汚染対策法第6条第1項の規定により要措置区域に指定されたときは、この限りでない。

(変更の届出)

第11条 特定事業主は、第7条の規定による届出の内容を変更したときは、その変更の日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第12条 特定事業主は、第7条の規定による届出に係る特定埋立て等を廃止したときは、廃止した日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(完了の届出)

第13条 特定事業主は、第7条の規定による届出に係る特定埋立て等を完了したときは、完了した日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(区域内土地所有者等への通知)

第14条 特定事業主は、第7条、第8条若しくは前3条の規定による届出又は第9条若しくは第10条の規定による報告をしたときは、その旨を速やかに当該届出又は報告に係る特定埋立て等の事業区域の土地の所有者等(以下「区域内土地所有者等」という。)に通知しなければならない。

第3章 雑則

(報告の徴収)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業主又は特定埋立て等に係る事業施工者に対して、特定埋立て等に関し必要と認める事項について報告を求めることができる。

(立入調査等)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業区域、現場事務所その他土砂等の埋立て等に係る業務を行う場所に立ち入り、当該事業区域又は土砂等の埋立て等の施工その他の行為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導等)

第17条 市長は、特定事業主又は特定埋立て等に係る事業施工者に対し、土壌の汚染の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために必要な指導及び助言をすることができる。

2 市長は、特定事業主が行った特定埋立て等により土壌の汚染が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、区域内土地所有者等に対し、当該土地を適正に管理するために必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第18条 市長は、特定事業主が第9条に規定する土壌検査若しくは水質検査を行っていない又は第10条に規定する措置を講じていないと認めるときは、当該特定事業主に対し、特定埋立て等の全部若しくは一部を停止し、又は期限を定めて、当該土壌検査若しくは水質検査を行い、若しくは当該措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第19条 市長は、前条の勧告(第10条に規定する措置に係るものに限る。)を受けた特定事業主が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその理由を

当該公表をされる特定事業主に書面により通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

(罰則)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条の規定による届出をしなかった者
- (2) 第9条又は第15条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第22条 第8条又は第11条から第13条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、同年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可の申請を行う土砂等の埋立て等の事業から適用し、同日前までにこの条例による改正前の相模原市盛土等の規制に関する条例第6条第1項の規定により許可の申請を行った盛土等の事業(事業区域の面積が2,000平方メートル以上の盛土等の事業については、神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年神奈川県条例第79号)による改正前の神奈川県土砂の適正処理に関する条例(平成11年神奈川県条例第3号。以下「旧県条例」という。)第9条第1項の規定による許可を受けたものに限る。)については、なお

従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる盛土等の事業に係るこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前に旧県条例第9条第1項の規定により許可を受けた土砂埋立行為については、この条例の規定は、適用しない。
(令和7年度における特定埋立て等に係る届出の特例)
- 5 令和7年4月1日から同月30日までの間に行おうとする特定埋立て等に係る第7条の規定の適用については、「当該特定埋立て等に係る工事に着手する日の30日前」とあるのは、「令和7年4月1日」とする。
(施行前の準備)
- 6 事前協議その他許可の申請の手續に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成29年3月27日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(以下「新条例」という。)第8条の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第8条第2項第4号の許可、認可等(以下「新許可等」という。)を受け、又は同号の届出(以下「新届出」という。)をして行う土砂等の埋立て等のうち規則で定めるものであって、事業区域の面積が3,000平方メートル以上で、かつ、高さが1メートル以上のもの(以下「特定埋立て等」という。)について適用する。
- 3 新条例第18条及び第20条の規定は、施行日以後に新条例に基づく許可を受けた土砂等の埋立て等及び施行日以後に行う特定埋立て等(施行日前に改正前の相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第8条第2項第4号の許可、認可等を受け、又は同号の届出等をして行う土砂等の埋立て等のうち規則で定めるものであって、同号の規定によりあらかじめ市長に届け出たもの(以下「施行日前において許認可済みの土砂等の埋立て等」という。))と同一の事業主によって行われる土砂等の埋立て等であって、施行日以後も引き続

き新許可等を受け、又は新届出をして行うもののうち規則で定めるものであり、かつ、あらかじめ市長に届け出たもの(以下「継続中の特定埋立て等」という。)を除く。)について適用し、施行日前に土砂等の埋立て等の許可を受けた土砂等の埋立て等、施行日前において許認可済みの土砂等の埋立て等及び継続中の特定埋立て等については、なお従前の例による。

- 4 新条例第26条第1項の規定は、施行日以後に土砂等の埋立て等の許可に係る申請書(以下この項において「許可に係る申請書」という。)を提出した土砂等の埋立て等について適用し、施行日前に許可に係る申請書を提出した土砂等の埋立て等については、なお従前の例による。
- 5 新条例第31条第1項及び第2項の規定は、施行日以後に土砂等の埋立て等の許可及び譲受けの許可に係る申請書(以下この項において「許可及び譲受けの許可に係る申請書」という。)を提出した土砂等の埋立て等及び保証金の額について適用し、施行日前に許可及び譲受けの許可に係る申請書を提出した土砂等の埋立て等及び保証金の額については、なお従前の例による。
- 6 旧条例第31条第1項の規定により保証金を預入している者が当該保証金に係る土砂等の埋立て等の搬入土量を増加する場合であつて、施行日以後に当該増加に係る変更の許可を申請するときは、当該者が預入すべき保証金の額は、前項の規定にかかわらず、旧条例第31条第2項の規定により計算して得た額に当該増加する搬入土量に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加えた額とする。
- 7 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和元年10月25日条例第30号)

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

附 則(令和6年12月19日条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、同年2月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第8条第1項の規定による許可を受けた土砂等の埋立て等(旧条例第2条第1号に規定する土砂等の埋立

て等をいう。以下同じ。) (施行日前にその工事に着手した土砂等の埋立て等に限る。)に係る旧条例第2章(旧条例第8条、第8条の2、第11条、第13条第2項、第14条第1項及び第22条第1項(旧条例第13条第1項第3号(災害その他事業主(旧条例第2条第6号に規定する事業主をいう。附則第6項において同じ。))又は事業施工者(同条第7号に規定する事業施工者をいう。同項において同じ。))の責によらない理由がある場合に限る。))又は第4号(同条第5号に規定する搬入土量又は盛土若しくは切土の高さを増加する場合に限る。)に掲げる事項を変更する場合に限る。)を除く。)、第3章(旧条例第31条第2項ただし書及び第4項を除く。))及び第4章の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に旧条例第8条第1項の規定による許可を受けた土砂等の埋立て等(施行日前にその工事に着手した土砂等の埋立て等を除く。)に係る許可は、施行日においてその効力を失う。この場合において、市長は、旧条例第31条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。
- 4 改正後の相模原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に新条例第7条の規定による届出をする同条に規定する特定埋立て等について適用し、施行日前に旧条例第8条の2の規定による届出をした同条に規定する特定埋立て等については、なお従前の例による。
- 5 新条例第7条に規定する特定埋立て等を行おうとする事業主(新条例第2条第3号に規定する事業主をいう。以下この項において同じ。)は、施行日前においても、新条例第7条の規定の例により、市長に届け出ることができる。この場合において、その届出をした事業主は、施行日において同条の規定により届け出たものとみなす。
- 6 施行日前に旧条例第8条第1項の規定に違反して土砂等の埋立て等を行った事業主又は事業施工者に対する旧条例第38条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 7 施行日前に旧条例第8条第1項又は第23条第1項の規定に違反して土砂等の埋立て等を行った者に対する旧条例第41条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 8 施行日前にした行為並びに附則第2項、附則第4項及び附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。